

# 生駒市不育症治療費助成事業

## よくあるお問い合わせ

### ●助成対象者について

Q.「夫婦それぞれの所得の合計が730万円以下」とありますが、該当するのかどうか申請前に調べる方法はありますか？

A.「生駒市一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）」の必要事項を記入、押印のうえ健康課にお持ちいただければ該当かどうかの確認のみさせていただきます。  
※申請手続きの場合には必要書類を全て揃えて提出してください。

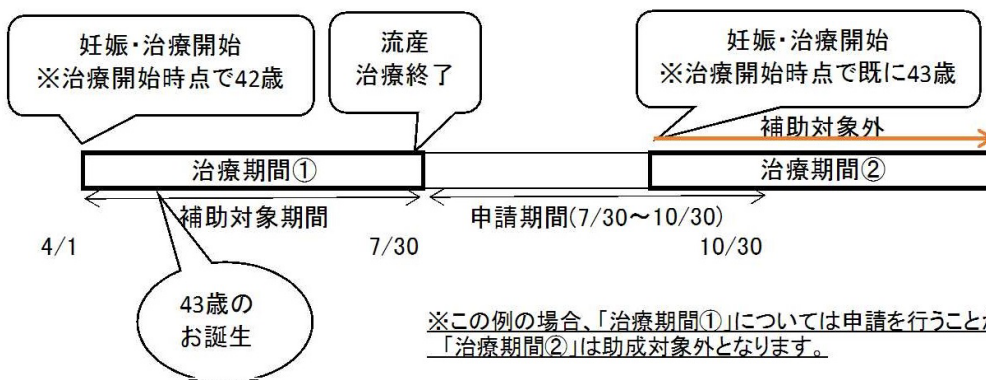
Q.生駒市に住民票がある期間に治療を受けていましたが、他市町村へ引越し予定です。申請をすることはできますか？

A.治療期間と申請日が生駒市に住民票がある間であれば申請できます。その際、「生駒市一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）」には住民票のある生駒市内の住所をご記入ください。また、助成の可否や助成金額が確定しましたら、通知書を郵送しますので、転居先のご住所を健康課に伝えていただくか、郵便局で転送手続きを済ませておいてください。

Q.治療開始日における妻の年齢が43歳未満とありますが、今年43歳になる人も対象ですか？

A.当該年の治療開始時点で43歳未満であれば対象となります。

例



## ●申請期間について

Q.申請は治療終了後3か月以内となっていますが、申請が間に合わないのですがどうしたらいいですか？

A.申請は必ず期間内にご提出ください。郵送の場合は当日消印が有効です。申請には「生駒市不育症治療医療機関証明書（様式第2号）」も揃える必要がありますので、あらかじめ受診されている医療機関にも相談しておくことをおすすめします。

Q.妊娠前から不育症治療をしています。申請はいつできますか？

不育症治療の申請は出産または流産から3か月以内です。妊娠前から不育症治療をされていた場合でも、同様の条件となります。

## ●助成内容について

Q.夫婦の合計負担額の2分の1で、1年度につき上限額15万円とありますが、いくら助成してもらえますか？

A.ご夫婦の検査、治療に要した費用の合計額の半分を助成します。また、助成の上限額が15万円なので、治療に要した費用が30万円を超えていても、助成額は上限の15万円となります。

例) 夫婦の治療総額 10万円 → 助成額 5万円  
夫婦の治療総額 30万円 → 助成額 15万円  
夫婦の治療総額 50万円 → 助成額 15万円

Q.同一年度内に複数回の申請はできますか？

A.できます。ただし同一年度の助成の合計額は15万円が上限となります。

例) 1度目の申請で10万円の助成を受けている→2度目の申請では5万円を上限に助成

Q.助成金を受け取ることができる期間はどのくらい？

A.5年度までです。平成30年度中に1度でも申請した場合には1年度分と数えます。申請しなかった年度は含みません。

例) 平成29年度に不妊不育症療を実施し、助成金申請を行った。

↓ (平成30年度の申請なし)

平成31年度に治療を再開、助成金申請を行う。

この場合、2年度分の申請ということになります。継続した年数ではなく、申請を行った年度数でカウントします。

●必要書類について

Q.領収書・明細書がありません。

A.領収書・明細書がない場合には申請を受付けることができません。医療機関に再発行できるかご相談ください。また、領収書の一部を紛失している場合にはご提出いただいた分の領収書の金額から助成額を決定させていただきます。

Q.領収書は原本でないとだめですか？

A.原則として原本の提出をお願いします。当市での重複した受付を防ぐため、申請の際に、原本に受付印を押印させていただきコピーをとってお返しすることは可能です。